

令和5年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコースを公募します

北海道観光振興機構（以下、「機構」という。）では、アドベンチャートラベル（以下「AT」という。）の商品造成促進、誘客推進に向けて、機構ウェブサイトへの掲載コンテンツとして北海道の AT モデルコースを造成することとし、下記のとおり募集いたします。

記

1 事業名

令和5年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業

2 事業目的

本年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下「ATWS」という。）が開催されました。当機構では、これまでも AT 商品の造成に取り組んできましたが、AT に対する認知はまだ十分とは言えず、AT コースのさらなる増大が求められるなか、商品造成促進ならびに誘客推進に向けモデルコースを増やして PR するためにウェブサイト掲載用の AT のモデルコースを公募します。

公募にあたってはアドベンチャートラベル・トレードアソシエーション（ATTA）が提唱する高いレベルの AT 商品であることは必須となりますが、冬季の高難度の商品やグリーン期の SUP を含むコース、あるいは道内各地域のサイクリングコースなど、これまで PSA・DOA（ATWS 公式ツアー）等で採択されていないコースを優先して採択いたします。

3 参加表明

企画提出の意向がある場合は募集要綱 7.(1) に示す内容をメールでお知らせください。

（様式なし、メール本文で可）

※参加表明期限：令和5年12月26日（火）17：00

4 応募方法

募集要項をお読みいただき、期限迄に必要な書類をご提出下さい。また事業詳細に関する説明会は開催いたしません。事業全体に関する質問等については、6の問合せ先までご連絡下さい。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月11日（月）	公示
令和5年12月26日（火）17:00 必着	企画提案参加表明〆切
令和6年1月26日（金）17:00 必着	応募書類の提出期限
令和6年1月下旬	審査会（書類審査）
令和6年2月上旬	採否通知
令和6年2月22日（木）	英文フォーム及び業務完了報告書提出

6 問合せ先

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道経済部観光局内
北海道観光振興機構 AT 推進部

担当：堀田 彰

電話：011-206-6951 E-mail：ak_horita@visithkd.or.jp

令和 5 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業
募集要綱

公益社団法人 北海道観光振興機構

北海道観光振興機構（以下、「機構」という。）では、アドベンチャートラベル(以下「AT」という。)の商品造成促進、誘客推進に向けて、機構ウェブサイトへの掲載コンテンツとして北海道の AT モデルコースを造成することとし、下記のとおり募集いたします。

記

1 目的

本年 9 月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下「ATWS」という。）が開催されました。当機構では、これまでも北海道内での AT 発展に向けて、商品の造成に取り組んできました。

一方で AT に対する認知は十分とは言えず、AT コースのさらなる増大が求められるなか、商品造成促進ならびに誘客推進に向け、モデルコースを増やして PR するためにウェブサイト掲載用の AT のモデルコースを公募します。

公募にあたってはアドベンチャートラベル・トレードアソシエーション (ATTA) が提唱する高いレベルの AT 商品であることは必須となりますが、冬季の高難度の商品やグリーン期の SUP を含むコース、あるいは道内各地域のサイクリングコースなど、これまで PSA・DOA (ATWS 公式ツアー) 等で採択されていないコースを優先して採択いたします。

2 募集内容

ATTA が提唱する要件を取り入れた北海道内の 3 日間以上の AT 商品で、機構が実施する審査会において所定の基準を満たした 30 コース程度。ただし以下の要素を満たす商品を優先して採択いたします。尚、優先採択とはなりません以下の要素を満たされない商品も応募可能です。

○冬季のサイド/バックカントリースキー&スノーボードをメインアクティビティとする

高難易度（アクティビティ難易度 4～5）のコース：5 コース程度

○SUP(スタンドアップパドルボード)を含むコース：5 コース程度

○サイクリングメインのコース：5 コース程度

○離島（奥尻島、利尻・礼文、天売・焼尻）を含むコース：5 コース程度

○北海道認定アドベンチャートラベルガイド同行コース：5 コース程度

○道内の滞在日数が 10 日間～14 日間程度の長期滞在コース（季節問わず）：5 コース程度

尚、北海道観光振興機構で過去実施した他事業（地域の魅力を活かした観光地づくり事業、広域観光周遊促進事業等）にて造成した AT ツアーも可とする。

※「令和 3 年度及び令和 4 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業」にて採択されたコースや PSA・DOA (ATWS 公式ツアー) に含まれるコンテンツや地域以外のコースが望ましいがその限りではない。コース全体の魅力を考慮して検討すること。採択コースは下記より参照可能

<https://en.visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> (英語サイト)
<https://visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> (日本語サイト)

3 応募の資格要件

- (1)別添 2「令和 5 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業 募集要領」の内容を満たすコースを企画、催行できる者。但し、応募者がコースを自ら催行できない場合は、催行可能な旅行業法に基づく旅行業者と共同して応募すること。
- (2)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

4 選定ポイント

(1) ツアーの全体構成

① コンセプト・ストーリーの整合性

明確なコンセプトに基づいたストーリーが設定されており、ストーリーに則った流れのある行程となっているか。

② 環境への負荷

自然・文化及び生活環境などへの負荷を最小化するための配慮がなされており、その取組を旅行者に伝える工夫がなされているか。

③ 地域経済への貢献

地元製品の活用及び地域の雇用創出など、地域経済への貢献が考慮されているか。

④ 販売運営体制

AT ツアー商品として、継続的に顧客に提供できる体制が整っているか。

(2) コンテンツ

① 体験・アクティビティ

体験・アクティビティを通じて北海道の自然や文化を深く体験することができ、参加者に新たな視点や価値観をもたらす（内面が変化する）内容となっているか。

② ユニークさ

北海道の魅力を伝えられるような地域独自のユニークな体験となっているか。

③ 挑戦的か

参加者の好奇心を喚起し、楽しさと新鮮な驚きを与えられ、達成感を得られるような内容となっているか。

(3) 安全性

① 重要事項の説明

全体行程、内容、必要な携行品や装備及び免責事項など、顧客に説明しなければならない情報並びに事前に取得すべき顧客情報等が整備されているか。

② リスクマネジメント・装備

事故対応や応急処置に関する十分な知識や技術があり、緊急事態が発生した際の必要な連絡先を熟知しているか。また、安全なツアー催行のため、適切なギアやウェアを用意しているか。

(4) 英語対応

企画立案（商談・営業）、旅行手配、旅行実施、アフターフォロー等にわたり、英語で顧客対応ができるか。

5 応募書類

別添「応募フォーム」に必要事項を入力して提出すること。

6 応募書類作成上の注意点

- (1) 応募書類はコース毎に作成すること。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。

7 応募書類の提出

- (1) 参加表明 令和5年(2023年)12月26日(火)17:00必着

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:ak_horita@visithkd.or.jp)とするが、以下

①～⑥の内容を記載のこと。

- ①会社又は法人名、代表者名
- ②所在地
- ③電話番号
- ④担当者名
- ⑤連絡用メールアドレス
- ⑥応募予定のコース数

- (2) 提出期日

令和6年(2024年)1月26日(金)17:00(必着)

- (3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、提出書類のファイル形式はMicrosoft wordとする。

北海道観光振興機構

メールアドレス: ak_horita@visithkd.or.jp

※提出時のメール件名は「【応募】 AT ウェブサイト掲載用モデルコース造成事業(応募者の名称)」とすること

8 契約方法

公募型プロポーザル方式(書類審査)による随意契約とする。

9 委託業務内容

- (1) AT ツアー商品造成および日本語/英文フォーム作成
- (2) モデルコースを紹介する関係の写真(4枚程度)の提供

*機構ウェブサイトに掲載可能なもの

- (3) 完了報告について

造成した商品について業務完了報告書を作成すること

((1)～(3)詳細は採択事業者に通知)

10 業務委託金額(税込み)

1モデルコースあたり200,000円

11 その他

- (1) 選定後に締結する契約内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。

- (2) モデルルート掲載予定ウェブサイト

<https://en.visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> (英語版)
<https://visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> (日本語版)

(3) 採択コースについては、メディア媒体を活用した国内外向けの情報発信（コース紹介）を行う予定。

12 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月11日(月)	公示
令和5年12月26日(火) 17:00 必着	企画提案の参加表明〆切
令和6年1月26日(金) 17:00 必着	応募書類の提出期限
令和6年1月下旬	審査会（書類審査）
令和6年2月上旬	採否通知
令和6年2月22日(木)	英文フォーム及び業務完了報告書提出

13 応募及び問合せ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部観光局内
北海道観光振興機構 AT推進部
担当：堀田
電話：011-206-6951
E-mail：ak_horita@visithkd.or.jp

令和 5 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業 募集要領

この要領は、「令和 5 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業 募集要綱」に基づき、必要事項を定めたものです。次の内容に基づき、応募フォームを作成して提出してください。

1 募集内容

ATTA が提唱する要件を取り入れた北海道内の 3 日間以上の AT 商品で、機構が実施する審査会において所定の基準を満たした 30 コース程度。ただし以下の要素を満たす商品を優先して採択いたします。尚、優先採択とはなりません、以下の要点を満たされない商品も応募可能です。

○冬季サイド/バックカントリースキー&スノーボードをメインアクティビティとする

高難易度（アクティビティ難易度 4～5）のコース：5 コース程度

○SUP(スタンドアップパドルボード)を含むコース：5 コース程度

○サイクリングメインのコース：5 コース程度

○離島（奥尻島、利尻・礼文、天売・焼尻）を含むコース：5 コース程度

○北海道認定アドベンチャートラベルガイド同行コース：5 コース程度

○道内の滞在日数が 10 日間～14 日間程度の長期滞在コース（季節問わず）：5 コース程度

尚、北海道観光振興機構で過去実施した他事業（地域の魅力を活かした観光地づくり事業、広域観光周遊促進事業等）にて造成した AT ツアーも可とする。

※「令和 3 年度及び令和 4 年度 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業」にて採択されたコースや PSA・DOA（ATWS 公式ツアー）に含まれるコンテンツや地域以外のコースが望ましいがその限りではない。コース全体の魅力を考慮して検討すること。採択コースは下記より参照可能。

<https://en.visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> （英語サイト）

<https://visit-hokkaido.jp/adventure-travel/traveltrade-press/courses/> （日本語サイト）

2 記載事項

別添の応募フォームにより、以下の項目について記載すること。

項目	内容
1 応募者	応募者名、代表者名、旅行業の種別、担当者連絡先について記載
2 連携事業者	
3 共同事業者	
4 実施期間	旅行実施が可能な期間を記載 ※旅行日数に制限はありません
5 催行地域	北海道内に限る
6 催行人員	最少催行人員、最大定員を記載
7 コース名	メインアクティビティと場所がわかる名称とすること
8 旅行代金について	北海道到着時から、北海道出発時までの費用および旅行取扱料金を試算し、旅行代金を設定すること。 ① ガイド、添乗員費 ② 宿泊費 ③ 食事代 ④ 交通費 ⑤ 施設への入場料等

	⑥ アクティビティ・体験費用 ⑦ 専用ギア・用具のレンタル料 ⑧ 保険料 ⑨ 旅行取扱料金 旅行代金の設定は、御社が欧米エージェントに提示する金額とする。	
9 メインアクティビティ及び難易度	・ATTA の定義するアクティビティ及び行程の難易度は、注1及び2を参照すること。	
10 行程表	・アクティビティを担当する事業者やガイド名、食事における特別食への対応可否について、できる限り記載してください。	
以下、要綱記載の選定ポイントと対応について		
11 ツアーの全体構成	(1)コンセプト・ストーリー	①ストーリー性 コースにおける地域ならではのストーリー
		②ハイライト コースにおいて参加者を昂揚させるポイント
		③ツアー設計 新たな視点や魅力を提供し、地域理解が深まるようなツアー設計か
		④適切なインフラ コース上における文化施設や休憩所などの配置
		⑤体験価値 ATTA 提唱「5つの体験価値」(ユニークな体験、内面の変化、ウェルネス、挑戦、ローインパクト) のどの分野に注力したツアーとなっているか
	(2)環境への負荷	環境保護の取組 環境への負荷を最小化するための配慮及び旅行者伝える工夫
	(3)地域経済への貢献	地元産品の活用や地域の雇用創出など、地域経済へ貢献するための取組
	(4)催行後のツアー販売可能度合い	①催行後のツアー販売体制 ツアー商品として継続的に顧客に提供する体制の構築
②顧客に合わせた選択肢 顧客の嗜好やスキルに応じたバリエーション及びバランスの取れた組立て、オプションの設定状況		
12 コンテンツ	(1)体験・アクティビティ	地域住民との交流など、双方向性のあるコンテンツの有無と内容
	(2)ユニークさ	北海道ならではの、または当該地域でしか体験できないコンテンツの内容
	(3)挑戦的か	アクティビティや体験における、チャレンジングな要素の有無と内容
13 安全性	(1)重要事項の説明	①MIC (Minimum Information for Customers) の整備、全体の行程と内容、必要な携行品や装備、事前に取得すべき顧

		客情報等が整備されているか。
		②免責事項の説明 免責事項を適切に整理し、顧客に説明することができるか。
	(2)リスクマネジメント・装備	①ファーストエイド 応急措置に関するスキルや知識、必要な備品等の準備状況
		②ギア・ウェアの用意 外国人の利用に対応できる豊富なサイズのギアやウェアの貸出しの可否
		③悪天候時の代替案 悪天候時の代替案の有無及び内容
14 英語対応	(1)重要事項・緊急時の英語対応	ツアー催行前の重要事項説明や、催行中の緊急事態等に関する英語対応の可否
	(2)コンテンツに関する英語対応	ツアー中の自然や歴史、見所等に関する英語による説明の可否

注1：行程の難易度

- 1：Relaxed/Social（緩やか：文化体験、軽いアクティビティ、野生動物観察）
- 2：Easy active（初級：1日あたり2～4時間の簡単な身体的活動）
- 3：Moderate（中級：ある程度の体力が必要、1日あたり約4～6時間の身体的活動）
- 4：Vigorous（活発：1日あたり5～8時間の身体的活動、それに見合う体力と経験が必要）
- 5：Challenging（挑戦的：最大8時間以上の身体的活動、それに見合う体力と経験が必須）

注2：アクティビティについて

ATTAが定義するアドベンチャートラベルにおけるアクティビティ

(ソフト) Archeological expedition, Backpacking, Birdwatching, Camping, Canoeing, Eco-tourism, Educational programs, Environmentally sustainable activities, Fishing/fly-fishing, Hiking, Horseback riding, Hunting, Kayaking/sea/whitewater, Orienteering, Rafting, Research expeditions, Safaris, Sailing, Scuba Diving, Snorkeling, Skiing/snowboarding, Surfing, Volunteer Tourism

(ハード) Caving, Climbing(mountain/rock/ice), Trekking

(その他) Attending local Festival, Cruise, Cultural activities, Getting to know the locals, Learning a new language, Walking tours, Visiting friends/family, Visiting historical sites

3 採択後に必要な事項

- (1) 令和6年2月22日(木)までに、所定の英文フォームを提出すること。
- (2) 令和6年2月22日(木)までにコースのストーリー、ハイライト、メインアクティビティをイメージさせる画像を4枚程度用意すること。可能な限り高画質なJpeg画像、モデル（日本人・外国人いずれでも可）が映り込んでいるものが好ましい。
※ATTA推奨画像サイズは、18メガピクセル（5184×3456）以上。

以上

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることもあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和5年度アドベンチャートラベル推進事業 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 アドベンチャートラベルウェブサイト掲載用モデルコース造成事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

